

平成30年

第1回可茂衛生施設利用組合議会臨時会

議案書

平成30年7月31日

目 次

議案第11号	可茂衛生施設利用組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・・・・ 1
議案第12号	可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・・・・ 3
議案第13号	監査委員の選任について	・・・・・・・・ 6
議案第14号	請負契約の締結について	・・・・・・・・ 7
議案第15号	財産の取得について	・・・・・・・・ 8

議案第11号

可茂衛生施設利用組合公告式条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合公告式条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年7月31日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合公告式条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合公告式条例（昭和35年可茂衛生施設利用組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 地方自治法第16条の規定に基づく公告式はこの条例の定めるところによる。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び同条第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p>
<p>（条例の公布）</p> <p>第2条 条例の公布しようとするときは公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）の事務所前の掲示場及び組合構成市町村の庁舎前の掲示場に掲示して行う。</p>	<p>（条例の公布）</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）及び可茂衛生施設利用組合規約（昭和35年岐阜県指令第908号）第2条に規定する関係市町村の掲示場に掲示して行う。</p>

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は規則に準用する。

(告示、訓令等の公布)

第4条 規則を除く外告示、訓令等を公布又は公表しようとするときは公布若しくは公表の旨の前文年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は前項の告示訓令等に準用する。

(管理者以外の機関の定める規則等の公布)

第5条 第2条の規定は議会の会議規則、傍聴人取締規則、その他管理者以外の組合の機関の定める規則で公布を要するものに準用する。但し第2条中「管理者」とあるものは、「当該機関」又は「当該機関を代表する者」とよみ替えるものとする。

(施行期日)

第6条 条例規則又は管理者以外の組合の機関の定める規則等はそれぞれ当該条例規則等を以って特に施行期日を定めることができる。

(規則及び規程の公布等)

第3条 規則を公布しようとするとき又は管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、規則及び前項の規程について準用する。

(管理者以外の組合の機関の定める規則及び規程の公布等)

第4条 前条の規定は、管理者以外の組合の機関の定める規則及び規程（以下「規則等」という。）で公布等を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則等の施行期日)

第5条 組合の機関の定める規則等は、それぞれ当該規則等をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年7月31日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を別表のように改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第20条関係）

施設使用料

施設名	区分及び単位		管内	管外
火葬炉	12歳以上の遺体	1 体	13,000 円	65,000 円
	12歳未満の遺体		9,000 円	45,000 円
	死胎児		3,000 円	15,000 円
	産じょく物	1 回	3,000 円	15,000 円
	身体の一部	1 回	3,000 円	15,000 円
	改葬による遺骨	1 回	6,000 円	30,000 円
小動物炉	小動物死体 1 体	2キログラム以下	2,000 円	10,000 円
		2キログラムを超え10キログラム以下	4,000 円	20,000 円
		10キログラムを超え5キログラム増すごとに加算する額	2,000 円	10,000 円
待合室	追加使用 1 室		4,000 円	20,000 円
霊安室	1 室（24時間以内）		3,000 円	15,000 円
	使用開始から24時間を超え24時間ごとに加算する額		4,000 円	20,000 円

備考

- 1 この表において「管内」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住所が美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町にある場合をいうものとし、「管外」とはこれ以外の場合をいう。ただし、これにより難い場合は、管理者が別に定める。
 - (1) 遺体 死亡者の住所
 - (2) 死胎児及び産じょく物 父又は母の住所
 - (3) 身体の一部 当該身体の一部を有していた者の住所
 - (4) 改葬による遺骨 火葬場を使用しようとする者の住所
 - (5) 小動物死体 火葬場を使用しようとする者の住所
 - (6) 待合室 第1号から第4号に定める住所
 - (7) 霊安室 第1号から第3号に定める住所
- 2 10キログラムを超えた小動物死体の使用料を算定する場合において、5キログラム未満の端数が生じたときは、これを5キログラムとみなす。
- 3 待合室は、火葬炉の使用1単位につき待合室を1室使用できるものとする。
- 4 使用開始から24時間を超えた霊安室の使用料を算定する場合におい

て、使用時間が24時間に満たないときは、これを24時間とみなす。

議案第13号

監査委員の選任について

可茂衛生施設利用組合監査委員に下記の者を選任したいので、可茂衛生施設利用組合同規約第8条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年7月31日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

氏 名	住 所
あんど う まさひろ 安 藤 雅 博	岐阜県可児郡御嵩町中 2220 番地 3

議案第14号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成30年7月31日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 目的 | 平成30年度 可燃ごみ処理施設長寿命化工事 |
| 2 | 方法 | 随意契約 |
| 3 | 金額 | 156,600,000 円 |
| 4 | 相手方 | 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号
日立造船株式会社 中部支社 支社長 金谷 孝之 |

議案第15号

財産の取得について

次のとおり工事用部材を取得する。

平成30年7月31日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 目的 | 平成31年度 可燃ごみ処理施設長寿命化工事用部材 |
| 2 | 方法 | 随意契約 |
| 3 | 金額 | 140,400,000 円 |
| 4 | 相手方 | 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番地30号
日立造船株式会社 中部支社 支社長 金谷 孝之 |